

件名

横浜発・海外ビジネス情報 【WBC メールマガジン】 3月31日号

ヘッダー

□

横浜発・海外ビジネス情報「WBC メールマガジン」
vol.172 (2017年3月31日号) 配信数：
発行：WBC 事業受託者 株式会社パソナ

□

本メールマガジンは、横浜ワールドビジネスサポートセンター（WBC）事業での各種アンケートで、「配信希望」とご回答いただいた方、ウェブサイトより「配信申込」のお申し込みをいただいた方、各関係機関および企業の方にお送りしております。

CONTENTS

- ▼1. <WBC 事務局より> ～お知らせ～
【WBC ホームページを更新しました】

- ▼2. <WBC 事務局より> ～お知らせ～
【WBC Facebook を更新しました】

- ▼3. <横浜市及び WBC 事務局より>
【WBC インキュベートオフィスのご案内】

- ▼4. <WBC 事務局より> ～コラム「世界のあれこれ」～
【年次有給休暇の時季変更権】

- ▼5. <横浜市より> ～情報ウェブサイトのご案内～
【女性のための横浜・中小企業情報サイト「Career 小町」のご案内】

- ▼6. <横浜市より> ～海外展開支援 公募情報～
【「横浜市中小企業海外市場開拓支援事業」29 年度支援対象企業募集のお知らせ 4/3～10/31】

- ▼7. <横浜市より> ～海外出展助成 申請情報～
【「横浜市海外展示商談会出展助成金」申請受付開始のお知らせ 4/1～12/28】

- ▼8. <横浜市より> ～セミナー開催のお知らせ～

【はじめての海外展開セミナーⅦ 開催のお知らせ 4/28】



1. -----■□■

<WBC 事務局より> ~お知らせ~
【WBC ホームページを更新しました】

WBC ホームページでは、関係機関で開催されるセミナーやイベントのご案内などを発信しておりますので、ぜひご覧ください。

<http://www.ywbc.org/>

WBC では無料でビジネス相談を受け付けております。お電話や来訪での相談のほか、インターネットからのお問い合わせも可能です。

↓WBC 海外ビジネス相談はこちらから

<http://www.ywbc.org/cgi-bin/contact2/contact2.cgi?lang=ja>

横浜ワールドビジネスサポートセンター (WBC)
横浜市中区新港 2 丁目 2-1 横浜ワールドポーターズ 6F
TEL: 045-222-2030
FAX: 045-222-2088
E-mail : open@ywbc.org



2. -----■□■

<WBC 事務局より> ~お知らせ~
【WBC Facebook を更新しました】

WBC Facebook では日本国内の外国人及び海外へ向けて、英語で情報を発信しています。WBC サービスのご案内、横浜市の概要や特徴、立地企業へのサポート、海外企業向けの最新のお知らせなどを英文で掲載しております。関連機関の HP のご紹介やイベント情報など、海外からの様々な情報も随時更新しております。

↓WBC Facebook はこちらから

<http://www.facebook.com/YokohamaWBC>



3. -----■□■

<横浜市及び WBC 事務局より>
【WBC インキュベートオフィスのご案内】

WBC では、外資系企業が横浜市内に本格的なオフィスや拠点を構えるまでの「インキュベートオフィス」を提供しています。

このインキュベートオフィスは、横浜に新たに設立された外資系企業（日本法人及び日本

支店、駐在員事務所) 向けで、入居後 3 年以上の事業計画があり、WBC を退去後に横浜市内に事業所を設置する見込みがある企業を対象としています。利用期間は 3 年以内となっています。

WBC に入居している間は、アドバイザーが相談支援を行い、WBC の会議室等を無料でお使いいただけるほか、横浜ワールドポーターズ内のイベントホール等も割引料金で使用可能です。また、WBC の各種媒体 (ホームページ・メールマガジン) を企業の PR・お知らせ等でご利用いただけます。

↓WBC インキュベートオフィスの詳細はこちらをご覧ください。

<http://www.ywbc.org/office.html>

WBC インキュベートオフィスにご興味のある方は下記までご連絡ください。

<お問い合わせ>

横浜市役所 経済局 誘致推進課 WBC 担当

TEL : 045-671-3834

FAX : 045-664-4867

E-mail : ke-wbc@city.yokohama.jp

■□■-----

4. -----■□■

<WBC より> ~コラム「世界のあれこれ」~

【年次有給休暇の時季変更権】

労働基準法、労働安全衛生法、最低賃金法などすべての労働法規は、日本国内で就労する限り、就労している外国籍の方がこれらの法律で定義する労働者にあてはまれば、在留資格の点で適法な就労か違法な就労かを問わず、原則として適用されます。また、労働基準法では、労働者の国籍を理由とする賃金、労働時間その他の労働条件についての差別を禁止しています。

労働基準法第 39 条では、年次有給休暇について定められており、外国籍の方でも同様に適用されます。

年次有給休暇は、労働者が 6 ヶ月間継続勤務し、全労働日の 8 割以上出勤するという条件を満たした場合には、法律上当然に発生する権利です。労働者が有給休暇の「請求」をしてはじめて生ずるものではありません。

そして、年次有給休暇は、労働者の指定した時季に与えなければなりません。これは、すでに発生している年次有給休暇の権利について、労働者が個別に具体的時期を特定することであり、これを「時季指定権」といいます。

ただし、労働者から指定された時期に有給休暇を与えることが「事業の正常な運営を妨げる場合」には、使用者がほかの時季に変更することができるものとし (使用者の「時季変更権」、事業運営との調整をはかっています。

「事業の正常な運営を妨げる場合」とは、個別的、具体的に客観的に判断されるべきもの（昭 23.7.27 基収 2622 号）、とされています。具体的には、当該労働者の所属する事業場を基準として、事業の規模、内容、当該労働者の担当する作業の内容、性質、作業の繁閑、代行者の配置の難易、労働慣行等諸般の事情を考慮して客観的に判断します（大阪高裁判決 昭 53.1.31 此花電報電話局事件）。また、時季変更権を行使した場合には、当該事由消滅した後はできるだけ速やかに有給休暇を与えなければなりません（昭 23.7.27 基収 2622 号）。

当然のことですが、時季変更権の行使は、ほかの時季に変更することであり、ほかの時季にこれを与えることができることが前提となります。したがって、労働者が退職時に未消化の年次有給休暇を退職日までの期間一括して時季指定をしてきた場合、退職日を超えての時季変更は行えません。

労働力人口が減少するなかで、働き方改革が掲げられています。人的配置に余裕がなく休暇が取りにくい事業場においては、仕事の標準化、仕事の見える化に取り組むとともに、労使コミュニケーションの円滑化、及び休暇が取れるよう日頃から人員確保の策を講じておくことが必要となるでしょう。

（執筆：外国人の入社時ビジネスマナー、教育訓練を扱う社会保険労務士）

■□■-----

5. -----■□■

<横浜市より> ~情報ウェブサイトのご案内~

【女性のための横浜・中小企業情報サイト「Career 小町」のご案内】

女性の働き方に対する価値観が変わっていく中、これまで以上に自分自身で働き方やキャリアを考え築いていく時代、これからの働き方を女性と経営者の皆さんと一緒に考えるための Web サイトができました。

↓ページ URL

<http://www.city.yokohama.lg.jp/keizai/shien/komachi/>

<お問い合わせ>

横浜市経済局経営・創業支援課

TEL : 045-671-3492

■□■-----

6. -----■□■

<横浜市より> ~海外展開支援 公募情報~

【「横浜市中企業海外市場開拓支援事業」29年度支援対象企業募集のお知らせ 4/3~10/31】

横浜市では、市内中小企業の海外ビジネスチャンスの拡大を図るため、中小企業海外市場開拓支援事業を実施しています。

この事業は、海外市場開拓に意欲を持つ市内中小企業を公募により選定し、最大3年間、専門家によるアドバイスや展示商談会への出展費助成などにより、海外市場開拓の着手から商談実施まで一貫した支援を実施するものです。

今回、公募により、平成29年度の支援対象企業を20社程度募集します。

[募集の概要]

◆募集期間：平成29年4月3日（月）～10月31日（火） 17：00

◆支援企業数：20社程度

◆支援メニュー

- ・海外市場開拓・輸出アドバイス（1社に1人、輸出経験豊富なアドバイザーを選任）
輸出戦略の策定、顧客開拓、商品のPR方法、海外展示商談会出展、商談の進め方、外国語契約書締結、等のアドバイスを実施します。
- ・海外展示商談会出展助成
（海外展示商談会出展助成金：上限30万円）
- ・金融支援（経済局金融課との連携メニュー）

↓支援対象、支援メニュー、申請書類、申請方法などの詳細はこちら

<http://www.city.yokohama.lg.jp/keizai/kaigai/kaigaihanro/>

<お問い合わせ>

横浜市経済局誘致推進課

TEL：045-671-3834

E-Mail：ke-kokusai@city.yokohama.jp

■□■-----

7. -----■□■

<横浜市より> ～海外出展助成 申請情報～

【「横浜市海外展示商談会出展助成金」申請受付開始のお知らせ 4/1～12/28】

横浜市は、海外市場の新規開拓や拡大を目指す市内中小企業に対し、海外で開催される展示商談会への出展に要する経費の一部を助成し、外国企業との商談の機会をより多く創出することを通じて、海外市場の開拓を支援します。

[海外展示商談会出展助成金の概要]

◆助成対象者：

横浜市内に本社を置く中小企業で、かつ申請時に助成対象者に該当する企業

※助成対象者等の詳細は市ホームページ掲載の募集要項をご確認ください。

◆助成限度額：

20万円（ただし上記「中小企業海外市場開拓支援事業」29年度支援対象企業は30万円）

◆助成金の対象経費：

出展料（小間代、登録料など出展に際してかかる費用）、会場設備費（ブース装飾費、追加備品費、水道光熱費等）、出品物の輸送通関費、出品及び出品物輸送通関に係る保険料、出展に伴うカタログ作成・印刷費

◆対象期間：平成29年4月1日～平成30年3月31日に海外で開催される展示商談会

◆申請期限：対象展示会（事業）実施の1か月前（最終締切：平成29年12月28日（木））

↓申請書類、申請方法などの詳細はこちら

<http://www.city.yokohama.lg.jp/keizai/kaigai/kaigaitenjikai/>

<お問い合わせ>

横浜市経済局誘致推進課

TEL：045-671-3834

E-Mail：ke-kokusai@city.yokohama.jp

■□■

8. -----■□■

<横浜市より> ～セミナー開催のお知らせ～

【はじめての海外展開セミナーⅦ 開催のお知らせ 4/28】

経済のグローバル化の進展や少子高齢化に伴う国内市場の縮小により、中小企業を取り巻く経営環境は厳しさを増しており、豊かな資源と多くの人口を背景とした巨大市場を擁す

るアジアをはじめとする海外市場の成長を取り込んでいくことが、中小企業にとって喫緊の課題になっています。こうした状況のなか、これから海外展開を始めてみようとする中小企業の皆さまを対象に、本セミナーを開催します。

事業の海外展開にご関心のある中小企業の皆さまのご参加をお待ちしています。

◆日時：平成 29 年 4 月 28 日（金）14：00～16：00

◆場所：横浜商工会議所 横浜シンポジア

（横浜市中区山下町 2 番地 産業貿易センタービル 9 階）

◆プログラム：

1 基調講演「日本企業の海外事業展開への取り組み状況について～「2016 年度 日本企業の海外展開に関するアンケート調査（ジェトロ海外ビジネス調査）」結果から～」

ジェトロ海外調査部 国際経済課 課長代理 米山 洋 氏

2 事例報告(1)「百年企業を目指すためのグローバル化」

昭和精工(株) 代表取締役 木田 成人 氏

3 事例報告(2)「汚泥脱水機「ヴァールト」の海外展開 ～日本発の汚泥脱水機を世界へ～」

アムコン(株) ヴァールト事業部 販売管理本部 海外営業グループ チームリーダー 斎藤 健一 氏

4 主催団体等の事業紹介

◆対象：海外展開に関心のある中小企業

※コンサルタント業の方は参加をご遠慮ください。

◆定員：100 名程度（先着順）

◆参加費：無料

◆申込締切：平成 29 年 4 月 21 日（金）

◆主催：横浜商工会議所、ジェトロ横浜、横浜市経済局、(公財)横浜企業経営支援財団 (IDEC)

↓詳細はこちら

<http://www.yokohama-cci.or.jp/event/seminar/2017/0330001205.html>

<お問い合わせ>

横浜商工会議所 国際部

TEL：045-671-7406

FAX：045-671-7410

■□■

フッター

WBC のサービスご案内

WBC では下記のサービスを行っております。

- グローバルビジネスに関する相談（貿易相談など）
- レンタル・オフィスの提供および入居者のビジネス相談
- 引き合い情報の提供
- WBC メールマガジンの発行
- Facebook での情報発信

横浜ワールドポーターズのご案内

WBC は横浜ワールドポーターズの 6 階に入居しています。

横浜ワールドポーターズは、「いろんな世界がここにある」というコンセプトのもと、ファッション、インテリア、雑貨、グルメ、フードなど個性豊かなショップが揃うエンターテインメントショッピングセンターです。5 階には 3D 対応のイオンシネマみなどみらいも併設されており一日中お楽しみいただけます。

<http://www.yim.co.jp/index.html>

WBC メールマガジン発行について

横浜ワールドビジネスサポートセンター（WBC）は、横浜市からの委託を受け、下記事業者が管理運営業務を実施しています。

発行者： 横浜ワールドビジネスサポートセンター
〒231-0001 横浜市中区新港 2-2-1
横浜ワールドポーターズ 6 階
TEL: 045-222-2030 FAX: 045-222-2088
<http://www.ywbc.org/>
<http://www.facebook.com/YokohamaWBC>

事業受託者： 株式会社パソナ
〒100-8228 東京都千代田区大手町 2-6-4
TEL: 03-6734-1270 FAX: 03-6734-1274
<http://www.pasona-global.com/>

事業委託者： 横浜市経済局 誘致推進課
〒231-0017 横浜市中区港町 1-1
TEL: 045-671-3834
<http://www.city.yokohama.lg.jp/keizai/yuchi/>

◆本メールマガジンに関してお心当たりの無い方は、本メールをこのまま

ご返送ください。

◆本メールマガジンへのご感想ご要望は、mmq@ywbc.org
にお願い致します。

◆購読申し込み、購読中止手続き <http://www.ywbc.org/mm/>

©;株式会社パソナ 無断転載を禁じます。
